

第6次鴻巣市総合振興計画基本構想

鴻巣市

第1章 将来都市像

1. はじめに

鴻巣市は、全国に誇る「花」の生産をはじめ、荒川を中心とする河川や田園などの豊かな「緑」に恵まれており、また、鉄道・幹線道路などの交通利便性にも優れた立地特性により、住宅や産業基盤などが集積した都市の活力を有する地域も併せ持っています。

人口減少社会の本格的突入と社会情勢の急激な変化により、市を取り巻く環境は厳しさを増してきていますが、先人の英知と努力により築いてきたこの豊かな地域を継承し、鴻巣市自治基本条例に定められた「市民と市を挙げて市民自治の実現を目指し、安全・安心を基盤とし、豊かで活力のある鴻巣市を築いていく」という趣旨を尊重し実現するためには、これまで以上に市の責務と役割を明確にした取組が必要になります。

第5次鴻巣市総合振興計画においては、『「花」につつまれ、豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創る』という理念をこめ、将来都市像として「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」が定められましたが、この理念・目指すべき都市像は、今後10年先の理想の姿を思い描くにあたって、変わらず共感され継承すべき姿といえます。

そこで、第6次鴻巣市総合振興計画においても、基本理念、将来都市像は、第5次鴻巣市総合振興計画を継承するものとします。

2. 基本理念

次の3つの基本理念の柱を、第6次鴻巣市総合振興計画推進の根幹の考え方とします。

すべての「人」が文化に親しみ、安全・安心、そして快適な暮らしを守るまちづくり

安全・安心な暮らしを確保した上で、子どもから高齢者まですべての人々が快適に、かつ、夢と生きがいを持って暮らすことのできる、「活力のあるまち」を市民みんなで創ります。

「花」を生かした個性的で魅力的なまちづくり

「花」を中心に、まちの個性や魅力を高めるとともに、すべての人々に幸せを届け、将来にわたって親しみを感じ、発展できるまちを市民みんなで創ります。

河川や田園など豊かで美しい「緑」を守り育てるまちづくり

河川や緑を次世代に伝えていくため、保全・育成に努めるとともに、まちづくりに活用し、日常生活にうるおいや安らぎを与え、個性的で魅力のある「人にも生きものにもやさしいまち」を市民みんなで創ります。

3. 将来都市像

まちの原動力となる「人」、全国に誇る「花」、河川や田園風景に代表される「緑」など、鴻巣市のこうした特長は、今後のまちづくりの根幹を支える大切な地域財産です。

わたしたちは、これらの貴重な財産をさらに発展させ、次の世代へと引き継いでいくための目標となる将来都市像を次のように定めます。



「花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす」

シンボルである「花」につつまれ、荒川や元荒川、広大な田園地帯などの豊かな「緑」の環境の中で、まちを支える「人」が輝きながら住み続けることができるまちを創ります。

第2章 将来人口

1. 将来人口の目標

国立社会保障・人口問題研究所(以下「社人研」という)が発表する人口推計によると、近い将来、全国の大多数の都市で大幅な人口の減少が生じると予測されており、鴻巣市も例外ではなく、人口減少局面に進む見込みです。

平成27年度に策定された「鴻巣市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の一環として策定した「鴻巣市人口ビジョン」では、人口減少への対策や今後のまちづくりについて検討するための、人口の将来展望について設定を行い、『平成52(2040)年時点で人口100,000人を維持していること』を長期目標として設定しました。

<人口の将来展望(平成52(2040)年時点で、人口100,000人)に必要な仮定値>

■合計特殊出生率(人)

平成27 (2015)年	平成32 (2020)年	平成37 (2025)年	平成42 (2030)年	平成47 (2035)年	平成52 (2040)年以降
1.11	1.21	1.31	1.40	1.50	1.60

※鴻巣市での合計特殊出生率は、全国・県平均に対し、過年度を通じ低い状況にある中、極端な上昇は現実性が低いため、平成52(2040)年に『人口10万人』の維持が可能な、平成52(2040)年時点の合計特殊出生率「1.60」を目指す形で仮定値として設定。

■移動率(転出入)

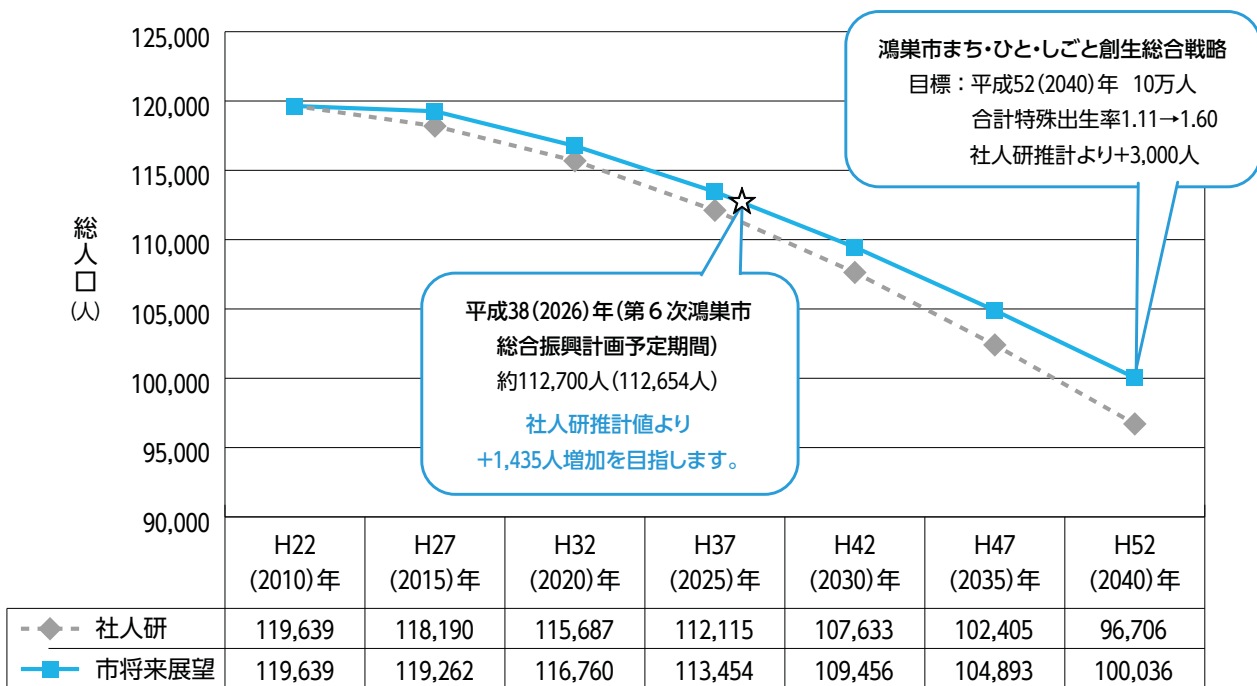
『社会増減0人／年(転入－転出＝0人)』

※直近の『平成22(2010)年～平成26(2014)年』の社会増減数の年平均は『-200人』の転出超過が続いており、この転出超過傾向から社会増減0人を目標に、仮定値に設定。

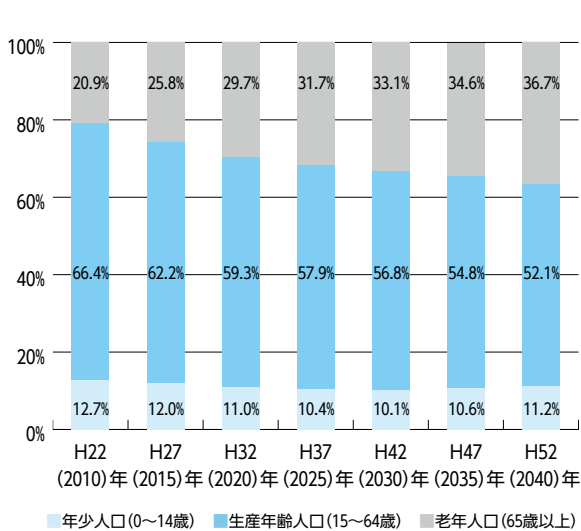
鴻巣市として一体的なまちづくりを進めるため、鴻巣市人口ビジョンの考え方を踏襲し、「人口減少社会の抑制と適応」を見据え、第6次鴻巣市総合振興計画期間における将来人口の目標を以下のように設定します。

平成38(2026)年の将来人口の目標 **112,700人**

鴻巣市人口ビジョンに基づく将来人口展望



年齢3区分別の将来人口展望



区分	H22 (2010)年	H27 (2015)年	H32 (2020)年	H37 (2025)年	H42 (2030)年	H47 (2035)年	H52 (2040)年
社人研推計	119,639	118,190	115,687	112,115	107,633	102,405	96,706
市将来展望	119,639	119,262	116,760	113,454	109,456	104,893	100,036
年少人口(0~14歳)	15,261	14,294	12,899	11,752	11,078	11,142	11,172
構成比	12.7	12.0	11.0	10.4	10.1	10.6	11.2
生産年齢人口(15~64歳)	79,419	74,206	69,183	65,688	62,106	57,521	52,170
構成比	66.4	62.2	59.3	57.9	56.8	54.8	52.1
老年人口(65歳以上)	24,959	30,762	34,677	36,014	36,272	36,230	36,694
構成比	20.9	25.8	29.7	31.7	33.1	34.6	36.7

第3章 土地利用構想

1. 土地利用の方向性（ゾーン別土地利用構想）

土地利用構想とは、市民にとって限られた資源であり、市民生活や産業などの活動の基礎・基盤といえる「土地」の「利用の中心となるべき方向性」を示し、適正かつ将来の礎となる姿へ導く、いわゆる「まちの設計図(グランドデザイン)」となるものです。

鴻巣市では以下の9つのゾーニング(面的要素)を定め、将来の土地利用の方向性を土地利用構想図とともに定めます。

ゾーン名称	ゾーン別 土地利用構想
住宅地ゾーン	<p>少子高齢化の本格的な到来を見据え、地域コミュニティが活発になり、住みたい・住んでよかったと思える住宅地形成を推進します。</p> <p>特に、転入者の増加を目指し、北新宿第二・広田中央特定土地区画整理事業を中心にした新市街地の形成と、既存住宅地における道路・上下水道・公園・住宅などの機能更新をバランス良く進め、公共交通機関や医療・福祉・子育て支援・店舗などの生活利便施設と都市緑地が調和した、安全・快適で、うるおいと安らぎのある住環境を創出します。</p>
商業・業務地ゾーン	<p>鴻巣駅周辺や旧中山道沿線の区域をはじめ、北鴻巣駅、吹上駅周辺といった「人が集う拠点」においては、消費活動や働く場、交流の場といった地域経済と生活利便を支える役割を担うため、訪れた人が楽しみを覚え、長く滞在したくなる魅力を感じる多機能拠点としての充実を図ります。</p> <p>特に、鴻巣駅東口については、市街地再開発事業の整備促進により、既存商店街との連たん性・動線形成・回遊性などの向上と多様な都市機能の集積を進め、「まちの顔」となる拠点を形成します。</p>
工業・流通地ゾーン	<p>「しごとの創出」による、市内居住・経済活性化を促進するべく、川里工業団地をはじめ、袋地区、箕田地区などの企業定着と、環境への影響や公害の発生の防止などに配慮した、国道17号熊谷バイパス沿線や川里工業団地周辺の幹線道路整備済みエリアへ、新規企業の立地を促進します。</p>
公共施設地ゾーン	<p>周辺環境と調和した、各種行政サービス機能やスポーツ・文化機能、防災機能などの整備や集積を推進し、機能的・効果的な公共サービスの提供を可能とします。</p>

ゾーン名称	ゾーン別 土地利用構想
沿道サービス地 ゾーン	<p>市の都市形成の骨格である国道17号、国道17号熊谷バイパスの沿道などについては、交通の利便性を生かしつつ、周辺環境と調和した、沿道型商業・サービス・流通施設などの生活利便施設をはじめとする、都市的土地利用への誘導を図ります。</p>
沿道サービス地 ゾーン (検討ゾーン)	<p>事業化された国道17号上尾道路の進捗状況を見据え、新たな都市形成骨格道路の沿線として相応しい、沿道サービス地ゾーンへの転換や新たな都市拠点づくりを、長期的構想として検討します。</p>
交流・産業 ゾーン	<p>国道17号及び国道17号熊谷バイパス・上尾道路の交通結節点であり、北鴻巣駅からも徒歩圏である本ゾーンでは、ゾーンのもつポテンシャルを最大限活用し、道の駅を中心とする都市と農地の調和が生み出す、「人・モノの交流と賑わい」が創生される交流・産業拠点の形成を図ります。</p>
農業・集落地 ゾーン	<p>郊外に広がる豊かな田園地帯では、農業生産基盤の整備などを通じて、生産性や収益を確保し、複合化経営を進めるとともに、農地の持つ多面的で貴重な役割や機能を勘案し、有効的な活用を推進します。</p> <p>集落においては、集落内道路や生活排水対策などにより、健全な日常生活が営まれる生活環境の維持・整備を図ります。</p>
公園・緑地 ゾーン	<p>荒川、元荒川などの河川や、郊外に広がる豊かな田園地帯が生み出す、水と緑に恵まれた市の特性を生かし、公園や緑道などの整備を通じ、地球環境に配慮した緑のネットワークを構築していきます。</p> <p>また、水辺環境の美化を進め、市民が水と親しむことができる憩いの水辺空間や水生動植物の生息条件を確保し、コウノトリも生息できるような、人にもいきものにもやさしい緑地形成を図ります。</p> <p>大規模な公園については、自然環境とのふれあいの場、スポーツの場、災害時の広域避難場所として相応しい整備を行います。</p>

2. 土地利用構想図



第4章 政策展開の方向

1. 政策の設定

行政サービスを提供する範囲は、非常に多岐にわたります。

そこで「将来都市像」「将来人口」「土地利用構想」の実現を目指すため、「政策」という柱を定めます。

第6次鴻巣市総合振興計画では、政策を6つの分野に分け、それぞれが以下のように相互連携し、「将来都市像」「将来人口」「土地利用構想」の実現に向け、総合的・計画的に展開させていきます。



2. 政策毎の目指す姿

政策 1

安全・安心に関する政策

～ 安全・安心に暮らせるまちづくり ～

政策の背景・課題

近年の地震・台風・ゲリラ豪雨などの自然災害や、鳥インフルエンザなどに代表される新型感染症などの、生命・生活・財産に直結する危機への対策は必要不可欠な要素であり、市民が求める重要度も高い事項です。

一方、緑と水に恵まれた豊かな自然環境や、年間ごみ排出量の減少から見える環境配慮への意識の高さや県内でも低い犯罪発生件数など、市民が安心して暮らせる環境が根付いている鴻巣市ですが、この強みを生かし、市民・事業者・行政が一体となった「人にも環境にもやさしい取組」を一層進める必要があります。

政策の目指す姿(基本方針)

市民の皆さんが、安全かつ安心して市民生活を営めるよう、豊かな自然環境と調和した、『安全・安心に暮らせるまちづくり』を目指し、以下の7つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 1-1 生活環境の整備
- 1-2 上水道の安定供給
- 1-3 汚水処理の推進
- 1-4 資源循環型社会・低炭素社会の形成
- 1-5 交通環境の充実
- 1-6 防犯対策の推進
- 1-7 防災・減災対策の推進

政策 2

保健・福祉・医療に関する政策

～いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり～

政策の背景・課題

少子高齢化や核家族化が進展し、豊かさに対する考え方がモノから心に移りつつあるなか、保健・福祉・医療を取り巻く環境及び市民ニーズは、より一層多様化・複雑化しています。そのために、必要とする人が必要な時に適正なサービスが受けられる環境づくりと、地域社会による支えあいの仕組みづくりが両輪となり、より一層の充実を図ることが、今後の政策展望として必要となります。特に、「地域医療体制の充実」は市民ニーズも高く、積極的に取り組む必要があります。

また鴻巣市では、平成27年に、市民が主体となって健康を意識するとともに、相互が連携し、すこやかで思いやりのあるまちづくりを実現するため、「健康づくり都市」を宣言しました。それぞれのライフステージで、健康で活力に満ちた生活を営むことは、全ての活動の土台となるものであり、今後とも、市民の健康寿命の延伸、壮年期死亡の減少及び生活の質の維持・向上を実現するため、市民と行政が連携し、健康に関する様々な施策を推進することが必要です。

さらに鴻巣市の将来人口の目標を達成する上では、全国・埼玉県平均を下回る合計特殊出生率の向上が最重要課題であることから、特に子育て世帯をターゲットとした施策の取組を推進する必要があります。

政策の目指す姿(基本方針)

全ての人々が、それぞれのライフステージにおいて、『いきいきと健康で充実した生活を過ごせるまちづくり』を目指し、以下の6つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 2-1 健康づくりの推進
- 2-2 地域福祉の推進
- 2-3 子ども・子育て支援の充実
- 2-4 高齢者福祉の推進
- 2-5 障がい者(児)福祉の充実
- 2-6 セーフティネットの推進

政策 3

教育・文化に関する政策

～ 子どもから大人まで、生涯にわたる学びと文化が根付くまちづくり～

政策の背景・課題

少子化の進展に伴い、鴻巣市でも児童・生徒数は減少傾向にあります。子どもたちが社会の中で将来を担っていくためには「生きる力」を確実に伸ばす必要があります。そのためには学校・家庭・地域の連携を重視した、つながりのある教育施策の展開が、今まで以上に必要です。

また、このつながりをより強固なものとするため、鴻巣市の中で、学校教育・スポーツや文化活動・伝統文化の継承など多様な学習活動が尊重され、それらに触れることで、子どもから大人まで市民一人一人が生涯を通じた学び喜びを実感できる環境を育む必要があります。そのためにも、市民活動団体や民間事業者との協働により、質の高い取組を行う必要があります。

政策の目指す姿(基本方針)

既存の教育施設や公共施設、文化財などの貴重な鴻巣市の財産を、効果的かつ適正に活用し、『子どもから大人まで、生涯にわたり学びと文化が根付くまちづくり』を目指し、以下の4つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 3-1 学校教育の充実
- 3-2 市民文化・生涯学習の充実
- 3-3 スポーツの振興
- 3-4 人権尊重の推進

政策 4

都市基盤に関する政策

～住みたい・住んでよかったと思える 快適なまちづくり～

政策の背景・課題

少子高齢化・人口減少の時代を迎え、生き残りをかけた他市間との競争が激しくなる中、都市基盤整備を行えば、人が住み企業などが進出するものではなく、地域の独自性や、より付加価値を兼ね備えた、選ばれるまちづくりを計画し推進しなければ、人口減少へ歯止めが効かなくなります。

この考えは新市街地の形成に限らず、既存のコミュニティにもあてはまるものであり、現に鴻巣市でも空き家・空き地・空き店舗の増加が見え始めています。

まちの機能を良いサイクルで循環していくためにも、産業政策などと連携し、鴻巣市の特徴である緑豊かな環境を生かしたまちづくりなど、地域の特性に応じたより良いまちのイメージを市民と共有するとともに、「選択と集中」による公共ストックの整備・更新を推進する必要があります。

また空き家や空き店舗などを有効的に利活用する方法についても検討が必要です。

市民ニーズとして、道路の整備や市街地の整備、緑の整備と保全を求める声も多く、本政策が「住みたい・住んでよかったと思えるまち」の礎である点を、十分認識した取組が必要です。

政策の目指す姿(基本方針)

豊かな自然環境や国道17号上尾道路の事業化などによる、鴻巣市のポテンシャルを生かし、住環境に配慮した『住みたい・住んでよかったと思える快適なまちづくり』を目指し、以下の5つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 4-1 調和と魅力ある土地利用の推進
- 4-2 道路の整備
- 4-3 雨水対策の推進
- 4-4 市街地の整備
- 4-5 公園・緑の整備と保全

政策 5

産業に関する政策

～ 賑わいと活力と魅力を創出できる
まちづくり ～

政策の背景・課題

鴻巣市における「花」や「人形」のような、地域経済を代表する産業はまちの魅力に繋がり、人を惹きつける力を持っています。

経済動向や各種統計データに見える弱みは市民ニーズでもあり、本政策が担う「賑わいの創出」は鴻巣市にとって必要不可欠な要素です。そして「地方創生」の考え方の基本にある、地域経済の縮小が人口減少への流れを加速化させている主要因は、鴻巣市にとっても例外ではないものといえます。

そのため行政は、商業・工業・農業・観光など、各分野がもつ危機意識を共有しながら、産業界・金融機関・学術機関・労働団体・マスメディアなどとの連携をこれまで以上に強化し、各分野と経済圏をつなぐ新しいチャレンジや、「稼ぐ力(付加価値・労働生産性)」の向上のための事業への下支えを、さらに深化させる必要があります。そして、鴻巣市での地域内消費のみならず、地域外からの消費を呼び込めるよう、「しごとの創出」による市内居住・経済活性化を促進していくことが重要となってきます。

本政策の活動の土台は「ひと」にあり、「相応の賃金」「安定した雇用形態」「やりがいのあるしごと」といった「雇用の質」が維持されていることで、新たな取組も生まれることになると考えられることから、積極的に「雇用の質」を高める工夫が必要となります。

政策の目指す姿(基本方針)

「しごと」に携わる「ひと」がいきいきと働きその対価を享受でき、市内外にモノやサービスが消費される環境を創り上げることで、『賑わいと活力と魅力を創出できるまちづくり』を目指し、以下の3つの施策により実現を図ります。

施策の構成

- 5-1 商工業の振興
- 5-2 農業の振興
- 5-3 観光の振興

政策 6

市民協働・行政運営に関する政策

～ 市民協働による、一人一人が主役のまちづくり～

政策の背景・課題

鴻巣市では平成24年10月に「鴻巣市自治基本条例」が施行され、地方自治を担う市民・事業者・議会・行政の役割と責務を定め、それぞれが協働し、さらに住みよく活力のあるまちにしていくルールを定めています。この根底にある考え方は、地方分権の進展や多様化する市民ニーズにより、画一的な行財政運営では現実的な課題を解決することが困難であり、多様な経験と価値観を持つ市民の力による「市民が主役のまちづくり」を進めることにあります。

行政では、人口減少、景気動向の不透明さなどから、財政状況の見通しはこれまで以上に厳しさを増すことが予想されます。そのため、健全な行財政運営の中、限られた財源を有効かつ効果的に活用し、公平・公正かつ安定した市民サービスの提供を堅持するとともに、市民参加と協働が推進されるために必要な広聴業務や広報などを活用した情報提供を行うなど、開かれた行政をさらに進めることが重要です。

特に今後は、開かれた行政の中に、「将来の鴻巣市民」に向けた「シティープロモーション」の重要性も認識し、転入者の増加に努める必要があります。

政策の目指す姿(基本方針)

「人輝くまちの実現」に向け、市民と行政がその役割と責任を共有し、『市民協働による、一人一人が主役のまちづくり』を目指し、以下の3項目の施策により実現を図ります。

施策の構成

- 6-1 コミュニティ活動の推進
- 6-2 開かれた市政の推進
- 6-3 効率的な行財政運営の推進